

～ 事 業 者 の 皆 様 へ ～

請求書及び見積書における押印の省略について

請求書及び一部の見積書について、代表者印（又は委任代理人の印）の押印が省略できることとなりました。

### 1 押印が省略できる見積書

- ・ 「定例一般競争見積り」において提出する見積書については、押印を省略することができます。
- ・ 当グループからのFAXによる見積依頼書により、当グループの担当者に直接提出する見積書についても、押印を省略することができます。
- ・ 非入札式の「指名競争見積り」（郵便入札の方法によらず、持参又は郵便により提出期限までに見積書を提出するもの）についても、押印を省略することができます。
  - ※ 押印が省略された見積書については、必要に応じて、発行責任者（代表取締役、支店長、営業所長又は見積書の発行を担当する部門の長等）に対して事実確認をさせていただく場合があります。
  - ※ これまでどおり、押印がある見積書でも差し支えありません。

### 2 請求書

- ・ 請求書は、押印を省略することができます。
  - ※ 押印が省略された請求書については、必要に応じて、発行責任者に対して事実確認をさせていただく場合があります。
  - ※ これまでどおり、押印がある請求書でも差し支えありません。

### 3 押印省略に当たっての注意事項

- ・ 入札書は、押印を省略することができません。（押印のない入札書は無効です。）
- ・ 見積書であっても、入札の手續に準じて実施するもの（入札式の「指名競争見積り」等）については、押印を省略することができません。  
また、郵便入札の方法により実施するもの（入札式の「指名競争見積り」等）についても、押印を省略することができません。  
（押印省略ができない見積書に押印がない場合は無効となります。）
- ・ 納品書については、代表者印又は納品担当者の印（サイン）は不要となります。  
（必要に応じて、担当者の方の氏名等を確認させていただく場合があります。）